

## 第27回山形家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成29年7月12日（水）午後1時30分から午後3時15分まで

### 第2 場所

山形家庭裁判所第1会議室

### 第3 出席者

（委員） 相澤 哲（委員長），有海清彦，石沢治雄，井上弓子  
尾原克子，三瓶典子，鈴木昭浩，鈴木真一，高橋一実  
半田 稔，吉岡あゆみ

（敬称略，五十音順）

（列席職員） 宮島首席家庭裁判所調査官，蓮瀉首席書記官，増子事務局次長，  
明珍次席家庭裁判所調査官，藤澤訟廷管理官

（庶務） 高林総務課長，佐藤総務課課長補佐，横山庶務係長

### 第4 議事

1 新任委員挨拶（石沢委員，鈴木昭浩委員，鈴木真一委員）

2 議題「児童虐待と家庭裁判所の手続について」

(1) 典型事例の紹介と統計について（蓮瀉首席書記官）

(2) 児童虐待に関する法制度の変遷及び家庭裁判所における審理について（吉岡委員）

(3) 家庭裁判所と関係機関の連携について（吉岡委員）

(4) 意見交換

別紙のとおり

3 次回の予定等

(1) 開催日時

平成30年1月24日（水）午後1時30分

(2) テーマ

未定（委員長に一任）

(別紙)

<主な意見>

(○委員, ●説明者(列席職員))

- 例えば, 親権者である母親又は父親と同居する婚姻外のパートナーが, 子どもを虐待した場合, 親権者である母親又は父親が責任を負うのか。
- 虐待をした者は, 民事上, 刑事上の責任を問われ得るが, それとは別に, 虐待を防止できなかったことについて, 母親又は父親が親権者としての責任を問われる場合がある。
- 児童虐待防止法及び児童福祉法の改正により, 児童相談所だけではなく, 市町村も虐待の通告先となった。山形市には虐待だけではなく, 様々な相談が寄せられるが, 虐待と思われる事案に対しては, 情報収集, 面談, 指導, 警察への通報及び児童相談所への送致などをケースバイケースで行っている。
- 法務局では, パンフレットを配布するなどの広報活動を行いながら, 子どもの人権相談を全国で行っている。相談方法は, 電話による「子ども110番」と郵便による「SOSミニレター」(パンフレットに添付)がある。虐待が疑われる場合は, 関係機関と情報を共有して対応している。
- P T Aでは, 児童施設の職員の講演会を行うなどして, 虐待に関する勉強会を実施している。P T Aは子どものためだけではなく, 親の研修という役割を有していると考えている。P T Aなどの活動による地域の活性化によって, 虐待を未然に防ぐことに繋がるのではないかと考えている。
- 弁護士会では, 子どもの権利を守る取組をしている。法律上, 児童相談所には弁護士を配置することになっており, その形態は様々である。その中には, 虐待を受けている子どもの親に対して, 虐待に関する法律の内容を説明するなどの活動を業務として行っている弁護士もいると聞き及んでいる。

- 山形県内で虐待の件数が少ない原因は、近所同士の声掛けにより、虐待が未然に防止されていることも考えられるが、しつげに寛容な県民性により表面化していない可能性もある。
- 医師の立場からすると、子どもの頃に虐待を受けた者が、大人になってから苦しむことは珍しくない。いわゆるアダルトチルドレンといわれる人たちがアイデンティティーの確立に苦しむようになることもある。
- 平成29年の児童福祉法改正により、家庭裁判所の関与が強められるとの説明を受けたが、裁判所の手続において、どの程度事務量が増えるのか。
- 事務量の増加は多くないと考えているが、裁判所にノウハウのない分野であるので、裁判官や職員の研修を行い、適正・迅速な事務処理を行いたいと考えている。
- 裁判所の手続ではないと思うが、虐待を受けた子どもの心のケアも必要であると考えている。

以 上